

2012年12月市議会 意見書（案）

- [意見書（案）第30号](#) 生活保護基準の引き下げを行わないことを求める意見書
- [意見書（案）第31号](#) 大飯原発の再稼働停止を求める意見書
- [意見書（案）第32号](#) 防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書
- [意見書（案）第33号](#) 次代を担う若者世代支援策を求める意見書
- [意見書（案）第34号](#) メタンハイドレートの実用化を求める意見書
- [意見書（案）第35号](#) 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書
- [意見書（案）第36号](#) 予防接種及び妊婦健康診査に係る財政支援を求める意見書
- [意見書（案）第37号](#) 生活保護基準のあり方等を検証し、国民の信頼に応える生活保護制度の確立を求める意見書
- [意見書（案）第38号](#) 若者世代の雇用の拡大と労働条件の改善を求める意見書
- [意見書（案）第39号](#) 地質・地盤評価も合わせて抜本的な安全対策が講じられるまで、大飯原子力発電所3号機及び4号機の運転停止を求める意見書

生活保護基準の引き下げを行わないことを求める意見書（案）

【共産党提案】

厚生労働省は生活保護基準額の引き下げや親族の扶養義務強化などの見直し案の検討を本格化させ、年内にも結論を出そうとしている。生活保護法制定から 50 年余りとなるが、貧困が拡大し国民を支える「最後のセーフティーネット」の拡充と重要性が増しているとき、このような国の動向を憂慮するものである。

厚生労働省が当面の基準額削減対象にしているのは食費、光熱水費など日常生活に必要不可欠な費用であり、ただでさえぎりぎりの生活を送る受給者をますます苦境に追い込むことになる。生活保護基準額は、国民の暮らしを守る法律や制度と密接不可分の関係にあり、問題は受給者にとどまらない。最低賃金は生活保護を下回らないようにすることを法律で定めているが、基準額の引き下げは、最低賃金アップにブレーキをかけ、さらに引き下げにもつながりかねない。また、生活保護基準額は住民税の非課税限度額とも連動しているため、基準額が下がれば、今まで無税だった低所得の人にも税金がかかり、保育料、国民健康保険、介護保険の負担も増加する人が生まれる。多くの人の就学援助が打ち切れ、子育て世帯を直撃することにもなる。

保護を受けにくくする親族の扶養義務強化は、捕捉率の低さに示されるように、現在でも保護を必要としている人に届かない我が国の生活保護制度の問題点をより深刻にするおそれがある。

このように国民が貧困状態に転落しない「防波堤」としての機能を果たしている基準額を引き下げるとは、日本国憲法第 25 条が明記する国民の生存権の保障に反して、生活困窮状態に国民を投げ込むものである。

よって、国及び政府においては、次の諸点を踏まえて生活保護制度を改善するよう強く求めるものである。

記

1. 生活保護基準額の引き下げを行わないこと。
2. 保護を受けにくくする親族の扶養義務強化を行わないこと。
3. 老齢加算を復活すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

大飯原発の再稼働停止を求める意見書（案）

【共産党提案】

原子力規制委員会の専門委員による現地調査の結果、全員が「活断層である可能性を否定できない」との認識を示し、国内で唯一稼働中の関西電力大飯原発3、4号機の敷地内に、危険な活断層が存在する可能性が高まっている。

2号機と3号機の間を南北に走る「F-6」と呼ばれる破砕帯の真上には、原子炉で発生した蒸気の冷却ができなくなった場合に海水を取り込んで冷やす機能を持つ重要施設「非常用取水路」が横切っている。ところが、旧経済産業省原子力安全・保安院の指示で行われた調査で、関西電力がこれまで「F-6」破砕帯としていた場所に破砕帯が見つからず、実際にはどう連続しているのかわからないといった疑問が複数の専門家から出され、電力会社まかせの調査の不十分さが浮き彫りとなった。

原子力規制委員会は、破砕帯が地震を引き起こす活断層の可能性もあるが断定はできないとして再調査を行うとしているが、活断層かどうかの検討に時間を費やすだけでは、国民の安全を守る責任は果たせず、重大な被害を及ぼす事態を避けるには、運転は直ちに停止し、必要な調査はその上で行うべきである。

さらに、原子力規制委員会が発表した重大事故時の放射能拡散予測で、30キロ圏外にも基準を超える100ミリシーベルト（7日間累積）の被害が広がることが明らかになったが、これを踏まえた事故時の避難計画も、体制もないもとの、運転を続けるのは住民を重大な危険にさらすものである。

もともと大飯原発3、4号機の再稼働は、夏場の「電力不足」を口実にしたものであったが、猛暑だった今年の夏においても電力は十分に余裕があり、再稼働した原発の運転を続ける根拠は失われている。

世界有数の地震国・日本での原発の危険性は明らかであり、政府が行ったパブリックコメントでも、国民の8割の方が「即時原発ゼロ」を望んでいる。

よって、国及び政府においては、活断層の可能性を否定できないなど、安全性の確保ができない中で、再稼働している大飯原発の即時停止を行うよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を 求める意見書（案）

【公明提案】

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後予想される首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの大規模地震や、近年度々発生している豪雨などによる大規模かつ異常な自然災害に備えて、国民の生命・財産を守るために国を挙げた防災・減災体制の再構築が求められている。

全国的に幅広い視点で防災力の向上を図るために、道路や橋梁、港湾など我が国に現存する社会資本の安全性について実情を明らかにし、必要な情報を得るための科学的・総合的な総点検を実施するとともに、国や地方公共団体において防災・減災対策を集中的・計画的に推進するための基本計画の作成が必要となる。

上記ハード面での公共事業としての防災・減災対策とともに、ソフト面として地域の防災力を高め、災害による被害の軽減を図る施策も不可欠である。そのため、学校教育における防災教育の充実や各自治体が連携した広域的・総合的な防災訓練の推進、さらには基本計画の作成や関係省庁の総合調整等を行う「防災・減災体制再構築推進本部」の設置、災害発生時に応急対応を一元的に担う「危機管理庁」（仮称）の設置など、必要な施策を国・地方公共団体で実施し、災害に強いまちづくりを進めなければならない。

また、国・地方公共団体ともに厳しい財政状況の中、アセットマネジメントの手法を活用した上で、老朽化した社会資本の再整備をはじめとした各施策に必要な財源を確保することが課題となる。

こうしたことを実行し、我が国の防災・減災体制を再構築するためには、必要な施策を総合的かつ集中的に推進するための基本理念や基本方針、財源確保策を明確に定めた基本法を制定し、国を挙げて加速度的に進めていくことが不可欠である。

よって、国及び政府においては、上記の内容を盛り込んだ「防災・減災体制再構築推進基本法」を早期に制定するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

次代を担う若者世代支援策を求める意見書（案）

【公明提案】

世界銀行が今年（2012年）10月に発表した世界開発報告によると、欧州危機などによる世界の失業者約2億人のうち4割は25歳未満の若者である。

一方、国内においても完全失業率を年齢階級別にみると2011年では15～24歳が8.2%（総務省統計局：労働力調査）と最も高く、20年前と比べると2倍近い結果となっており、若者にとっては依然として厳しい雇用環境が続いている。

若者世代が安定した職を得られなければ家庭を築くこともできず、未婚化によるさらなる少子化から、将来的に社会保障制度を支える人が少なくなることも懸念される。若者世代が経済的に自立できるかどうかは、将来の国の発展に直結する課題である。

国内の労働市場は高齢化による縮小が予想され、主に大企業では新規採用を抑える一方で、グローバル化の対応から人材を海外に求める傾向を鮮明にしている。もはや若者の雇用不安は、個人の努力で乗り越えるというより、就業における構造的問題に陥っている。また、非正規雇用の拡大で若者世代の経済基盤が弱くなっていることから、まずは「非正規」でも一定の生活ができるよう正規・非正規の処遇格差の解消を図ることや、成長産業を中心とする雇用創出策が急務である。

次代を担う若者世代が社会で活躍できる人材となっていくかどうかは、厳しい雇用環境の改善のみならずワーク・ライフ・バランスの実現に向けた抜本的改革にかかっているといても過言ではない。

よって、国及び政府においては、これらの諸課題を総合的に取り組む「若者雇用担当大臣」を設置し、国家戦略として幅広い「若者世代支援策」を実施することを強く求める。

記

1. 環境や医療・介護、農業、観光といった新成長産業分野をはじめ、産業全体における雇用創出策を集中的に行うこと。
2. 非正規労働者から正規になりにくい状況から正規・非正規の処遇格差の解消を進め、厚生年金や健康保険問題も含め、非正規でも一定の生活ができるような仕組みを構築すること。
3. 「ワーク・ライフ・バランス」が社会で確立されるよう関連する法整備や、仕事、家庭、育児を持続可能とする環境づくりを強力に推進すること。
4. 上記課題を総合的に取り組む「若者雇用担当大臣」を設置し、若年雇用対策を中心とした国家戦略として具体的に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

メタンハイドレートの実用化を求める意見書（案）

【公明提案】

2011年3月に発生した東京電力福島第1原発事故により、現在、日本では原子力に依存しない新しい国づくりへの取り組みが求められている。そのためには、新たなエネルギー資源の開発や再生可能エネルギーの利用拡大などで、分散型エネルギー社会を構築することが望まれる。

そうした中、国内の天然ガス消費量の100年分にも相当するメタンハイドレートが存在するとの試算もあり、新たなエネルギー資源として注目されている。日本では地層中でメタンガスと水に分解し、回収する「減圧法」により世界で初めて連続生産に成功、今年2月には産出試験に向けた事前の掘削作業が東部南海トラフ海域で行われるなど、同開発技術で世界の先頭を走っている。

エネルギー多消費国でありながら、その多くを輸入に頼っている日本にとって、国内で資源を開発し、供給源を求めていくことは、将来のエネルギー安全保障を確立する上で避けられない国家の重要課題であり、原発依存を段階的に縮小していくためにも、メタンハイドレートは貴重な国内資源として1日も早い実用化が求められる。

よって、国及び政府においては、メタンハイドレートの実用化を本格的に進める上で必要となる大幅な予算措置や、実用化を強力に推進するよう以下の取り組みを求める。

記

1. 現在の採掘事業以外に、可能性のある他の海域でも採掘が開始できるよう大胆な予算投入を行うこと。
2. 採掘技術を中心とした人材の確保や産学連携、民間投資を促す国家的プロジェクトとして、事業の安定性に資する予算措置を行うこと。
3. 単なる開発・研究にとどまることなく、将来の経済成長や商業化を見通したマネジメント体制を構築すること。
4. 開発技術と商用化の方途をモデル化し、他国の資源開発にも貢献できるよう、技術とノウハウの輸出も検討課題として推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

患者数が特に少ない希少疾病用医薬品の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書（案）

【公明提案】

難病といわれる疾病には有効な治療薬・治療法がなく、患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ＝患者数 1,000 人未満）は医療上の必要性が高く、他の医薬品と同様、その開発を円滑に進めることが重要である。

そのため、希少疾患関係患者団体はこれまでに「特定疾患への指定及び治療薬開発の推進」を求める署名活動や「ウルトラ・オーファンドラッグ開発支援と我が国の創薬・難病対策に関する要望」を提出するなど、政府・関係省庁への積極的な要請活動を行っている。その結果、厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会など政府・関係省庁からも前向きな検討が強化されたが、いまだ創薬実現に向けた明確な前進は見られない。

難病と闘っている希少疾病患者は、日々進行する病状を抱え、もはや一刻の猶予も待てない深刻な状況であり、計り知れない不安を抱きながら一日も早い希少疾病の治療法の確立を待ち望んでいる。

よって、国及び政府においては、下記事項を早期に実現するよう強く求める。

記

1. 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発を促進・支援するための法整備を行うこと。
2. 遠位型ミオパチーをはじめとする希少疾病に関する研究事業のさらなる充実強化と継続的な支援を行うこと。
3. 希少疾病用医薬品の早期承認と医療費補助を含む患者負担軽減のための措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

予防接種及び妊婦健康診査に係る財政支援を求める意見書（案）

【共産党、湖誠、公明、清正、大志提案】

子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン接種については、平成 22 年度に「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」が創設され、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金により平成 24 年度まで財政措置されているが、平成 25 年度以降の実施は未定となっている。

これら 3 ワクチンについては、厚生労働省の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、予防接種法に基づく定期接種化への議論が行われているところであり、定期接種となれば市の財政負担が増大することとなる。これら 3 ワクチンの接種は各疾病予防の上から大変有効であり、市民の健康を保持するため、格差なく平等に推進される必要がある。

また、妊婦健康診査は、妊娠期間中を心身ともに健康に過ごし、無事に出産を迎えるため、14 回受診することが望ましいとされ、平成 20 年度に創設された妊婦健康診査臨時特例交付金を活用した妊婦健康診査支援基金事業により、平成 24 年度までの財政措置がされているが、平成 25 年度以降は未定となっている。

よって、国及び政府においては、市民の健康保持を格差なく平等に推進するため及び安全で安心な出産を確保するため、以下の点について、その実現を強く求める。

記

1. 子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの接種に係る新たな財政支援措置を行うこと。
2. 妊婦健康診査への財政支援を恒久的な制度とされること。また、恒久的な制度実施までの間、妊婦健康診査支援基金事業の実施期間の延長を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

生活保護基準のあり方等を検証し、国民の信頼に応える生活保護制度の確立を求める意見書（案）

【湖誠、公明、大志提案】

国は、生活保護の支給基準の妥当性などについて検証を進めているが、検証過程を公開し、一般世帯との均衡等について広く意見を求めるなど、国民の信頼に応える持続可能な生活保護制度を確立する必要がある。

また、生活保護世帯の急増に目を奪われることなく、その背景にある非正規労働者の待遇改善、求職者への職業訓練など、ハローワークをはじめとする労働関係機関の就労支援の取り組みの強化により、生活保護からの自立が目指せる労働環境の整備が求められている。

一方、地方においては、生活保護費の地方負担がその財政を圧迫しており、国民の最低限度の生活を保障する生活保護費の財源は、本来、全額国庫負担すべきものである。

よって、国及び政府においては、国民の信頼に応える生活保護制度を確立するため、以下の点について、その実現を強く求める。

記

1. 生活保護基準の開かれた検証、見直しを行うこと。
2. 生活保護からの自立に向けて、ハローワークをはじめとする労働関係機関の就労支援の取り組みを強化すること。
3. 生活保護費については、全額国庫負担とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

若者世代の雇用の拡大と労働条件の改善を求める意見書（案）

【共産党提案】

若年失業率が8.2%と、全世代の4.6%の二倍近くにもなっているなど、若い世代の雇用と労働条件は深刻さを増している。特に深刻なのは、派遣、パート、契約など、非正社員で働く若者が増え続け、24歳以下では3人に1人（2010年度で30.4%）になっていることで、いつ仕事がなくなるかわからない不安とともに働きながら、その27.2%が月収10万円～15万円未満（厚生労働省）などという状態に置かれている。若者が人間らしい生活を送るとともに、結婚して家庭を持ち、次の世代を育てることができるようにするためにも、労働条件の改善や最低賃金の引き上げは切実な課題となっている。

深刻な青年雇用問題は、日本社会にとっても切実で重大な問題であり、若者が経済的に自立できない雇用の広がり、少子化問題や社会保障制度をはじめ日本社会のあらゆる分野に深刻な影響を及ぼしている。産業や個々の企業にとっても、技術や仕事の伝承にも重大な障害となっている。

よって、国及び政府においては、日本の経済、社会に深刻な障害となっている若者世代の雇用の拡大と労働条件の改善を図るため、次の諸点に取り組むよう強く求めるものである。

記

1. 派遣労働を一時的臨時的業務に限定し、製造業派遣や日雇い派遣の禁止、登録型派遣は専門的な業務に厳しく限定すること、派遣期間については一年を上限とし、違反した場合は正規雇用とみなすなど正社員化を進めること。
2. 「残業は年間360時間以内」という大臣告示を法定化し、残業割増率を現行25%増から50%増に、深夜・休日は100%増に引き上げること。
3. 労働基準法を抜本的に改正し、拘束8時間労働制とし、残業時間を1日2時間、月20時間、年120時間に制限すること。
4. 中小企業への適切な支援をはかりながら、最低賃金を時給1,000円以上へ引き上げ、全国一律の最低賃金制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地質・地盤評価も合わせて抜本的な安全対策が講じられるまで、大飯原子力発電所3号機及び4号機の運転停止を求める意見書（案）

【公明提案】

本年6月8日、野田首相は関西電力大飯原子力発電所3号機及び4号機の再稼働を表明した。政府はもともと再稼働ありきの方針であり安全への不安に応えようとしていない。何より、東京電力福島第1原子力発電所での事故の原因究明も半ばで、新しい安全基準が示される以前に、この夏の電力が不足するなどという理由で再稼働させてしまったことは拙速と言わざるを得ない。

9月19日には、国会事故調査委員会の結論を踏まえ、自民党・公明党案をベースにした独立性・専門性の高い原子力規制委員会が発足した。この委員会において、原発事故の教訓・国会事故調・政府事故調の提言を加味した新しい安全基準が作られることからその基準に則り、地元の理解を得た上で再稼働の判断を行うべきである。さらに、原子力発電所設置地域内に活断層が存在する可能性も指摘されていることから、11月2日に原子力規制委員会は、大飯発電所の敷地内破砕帯に係る現地調査を実施し、有識者による評価が進められている。

よって、国及び政府においては、国民の生命と財産を守る立場から、可及的速やかに福島第1原子力発電所事故の実態及び原因を究明し、地質・地盤の評価も合わせて抜本的な安全対策が講じられるまで大飯原子力発電所3号機及び4号機の運転停止を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。